

第 7 9 号 議案

足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例の一部を改正する条例

足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例（平成 1 7 年足立区条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「又は教育委員会」を削り、同条に次の 2 号を加える。

（ 4 ） 区が定める障がい施設整備計画に適合するものとして、区内において、次に掲げる事業を新規に実施し、又は施設を開設する事業者の選定に関すること。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。）

第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業

イ 障害者総合支援法第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設

ウ 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条に規定する児童発達支援センター

（ 5 ） 前号に規定する事業又は施設の運営を実施する事業者に対し、区が土地、建物等の全部又は一部を貸し付ける場合における当該事業者の選定に関すること。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

福祉施設指定管理者等選定審査会の所掌事項を追加する必要があるの
で、この条例案を提出いたします。